

特定基準及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002以下	0.02以下	—	0.002以下
	クロロエチレン	0.002以下	0.02以下	—	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.04以下	—	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.2以下	—	0.02以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.4以下	—	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.02以下	—	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	0.2以下	—	0.02以下
	テトラクロロエタン	0.01以下	0.1以下	—	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	3以下	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.06以下	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.3以下	—	0.03以下
	ベンゼン	0.01以下	0.1以下	—	0.01以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその他化合物	0.01以下	0.3以下	150以下	0.01以下
	六価クロム化合物	0.05以下	1.5以下	250以下	0.05以下
	シアン化合物	検出されないこと	1.0以下	50以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が0.005以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	水銀が0.005以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15以下	水銀が0.005以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	0.3以下	150以下	0.01以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.3以下	150以下	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	0.3以下	150以下	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	24以下	4,000以下	0.8以下
ほう素及びその化合物	1以下	30以下	4,000以下	1以下	
第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	0.03以下	—	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	0.2以下	—	0.02以下
	チウラム	0.006以下	0.06以下	—	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003以下	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	1以下	—	検出されないこと